

令和7年度川根本町施設予約管理システム及びスマートロック整備業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 事業概要

(1) 業務名

令和7年度川根本町施設予約管理システム及びスマートロック整備業務委託

(2) 目的

デジタル化された予約システムを導入することで、予約手続きから支払いまでの煩雑さを解消し利用者の利便性を大幅に向上させる。また、施設の鍵の受け取りと返却にスマートロックシステムを導入することにより、利用施設において鍵の受け取り、返却が可能となるため利用者の利便性が図られる。

(3) 業務内容

令和7年度川根本町施設予約管理システム及びスマートロック整備業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月31日まで

(5) 委託料限度額

2,361,000円を上限とする（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 川根本町の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団若しくは同条第6項に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものでないこと。
- (5) 個人情報の漏えい、滅失、き損又は改ざんの防止その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。

3 参加申出書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次に掲げる書類（各1部）を川根本町教育委員会社会教育課まで提出すること。（郵送可）

(1) 提出書類

ア 川根本町施設予約管理システム及びスマートロック整備プロポーザル参加申出書（様式第1号）

イ 法人又は団体の規模及び事業内容がわかる資料（登記簿謄本の写し、業務実績説明書、決算報告書、パンフレット等）

(2) 提出期限 令和7年6月23日（月）

#### 4 質問の受付及び回答

本プロポーザル又は仕様書等に関する質問がある場合は、質問書（様式第2号）を電子メールにて川根本町教育委員会社会教育課まで提出すること。

(1) 提出期限

令和7年6月18日（水）

(2) 回答方法

速やかに電子メールにて回答する。ただし、提出期限を過ぎて提出されたもの、及び質問の内容により受託者選定の手続が公平に行えないと判断されたものについては、回答しない。

#### 5 提出書類等

本プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる書類1部及び書類一式の電子データを格納した電子媒体（CD-R等）1枚を川根本町教育委員会社会教育課まで提出すること（郵送可）。

(1) 提出物

ア 提案書（様式任意）「5（3）プロポーザル提案書について」を参照すること。

イ 経費見積書（様式任意）

(2) 提出期限 令和7年7月3日（木）

(3) 提案書の作成要領

プロポーザル提案書は、下記に基づいて作成すること。

ア 事業者に関する項目

本業務を遂行するための業務実施体制（配置、役割分担、担当者の職歴・資格・実績などを含む。）を示すこと。また提案の責任者、プロジェクトリーダーなどを記載すること。

イ 企画・技術提案に関する項目

・事業に対する基本的な考え方として、利用者及び施設管理者の現状の課題、提案システムによる解決手段を具体的に整理すること。

・キーワード（オンラインでの施設予約、キャッシュレス決済、スマートロック機能）を用いた提案にすること。

・提案システム導入による利用者及び施設管理者の行動変容が具体的に記載されていること。

・システム構成図について、システム名、利用するネットワーク、利用者・施設管理者との関連性が分かるように示すこと。

・インターネットを経由したクラウドシステム（サービス名含む）の提案になっていること。

・当該仕様書及び機能要件確認表に記載のある事項について、対応状況を示すこと。

・利用者に対するシステム利用を促進する提案を示すこと。

・画面レイアウト、利用者及び施設管理者の操作機能を示すこと。

- ・システムのセキュリティ対策について、具体的な脅威・対策を示すこと。
- ・システム内での個人情報の管理方法（施設毎の個人情報管理など）、安全性確保の手段を記載すること。
- ・システムの保守・運用サポート内容を示すこと。
- ・「業務実施スケジュール」は、本事業を進めるためのスケジュールを各工程の内容が分かるように記載すること。

## 6 審査及び受託者の選定

### (1) 審査委員会の設置

提案書の審査は、川根本町施設予約管理システム及びスマートロック整備審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施するものとする。

### (2) 審査委員会の実施日時、会場等

日時、会場等の詳細については、参加事業者宛て別途通知する。

### (3) 審査の実施形式

参加事業者によるプレゼンテーションを実施する。

### (4) 審査の実施時間（1事業者当たり）

提案書 20分

質疑応答 10分

### (5) その他

ア プレゼンテーションに必要な機材は参加事業者が用意すること。

イ 提案書提出時に添付しない資料等の追加提出は認めない。ただし、プレゼンテーション用の簡易な資料の配布は認める。

ウ 参加人数は、1事業者につき3人以内とする。

### (6) 審査方法

提案書、見積書について、評価基準に基づき、審査委員会の意見（採点等）を聴取し、評価を行う。

### (7) 審査基準

審査委員会は、下記の評価項目について、審査規定に基づき参加事業者の提案書の審査を行い、最も得点が高い事業者を受託者として選定する。

審査項目	審査基準
事業者に関する項目	本町と十分に連絡調整が行える実施体制になっているか。（※）
	業務を適切に実施できるノウハウ、実績などは十分か。
企画・技術提案に関する項目	事業に対する基本的な考え方として、利用者及び施設管理者の現状の課題、提案システムによる解決手段が具体的に整理されているか。
	キーワード（オンラインでの施設予約、キャッシュレス決済、スマートロック機能）に対応した提案になっているか。（※）
	提案システムの導入による利用者及び施設管理者の行動変容が具体的に記載されているか。
	システム構成図が示されているか。

	インターネットを経由したクラウドシステム（サービス名含む）になっているか。（※）
	「機能要件確認表」の重要度「必須」は、90%以上満たしているか。
	「機能要件確認表」の重要度「必須」以外に、便利機能などの提案はあるか。
	利用者に対して、システム利用を促進する提案があるか。
	画面レイアウトは、利用者及び施設管理者にとって、見やすく分かりやすいデザインとなっているか。
	利用者の視点で、操作しやすい機能となっているか。
	施設管理者の視点で、操作しやすい機能となっているか。
	システムのセキュリティ対策について、具体的な脅威・対策が示されているか。
	システム内での個人情報の管理方法（施設毎の個人情報管理など）、安全性確保の手段が記載されているか。
	システム導入後の保守・運用サポートの内容は充実しているか。
	スケジュールに妥当性及び業務遂行の実現性が確保されているか。（※）
参考見積価格に関する項目	仕様書などに基づく見積額は、町の提示する提案限度額内に納まっているか。（※）
	次年度以降のランニングコストは、妥当性のある金額になっているか。

（※）で示す評価内容は、その要件を満たさない場合、失格とする。

## 7 審査結果の通知

審査結果及び受託者の選定については、書面により通知するとともに、川根本町の公式ホームページに掲載する。なお、審査結果に関する質問は一切受け付けない。

## 8 失格事項

参加事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該事業者を失格とする。

- (1) 「審査基準表」（※）で示す評価内容の要件を満たさない場合
- (2) 関係法令に違反した場合
- (3) 提案書の作成において不正な行為が認められた場合
- (4) 提案書に虚偽の内容が記載されている場合

## 9 その他

- (1) 参加事業者は、プロポーザル辞退届（様式第3号）の提出により、本プロポーザルを辞退することができる。
- (2) 審査委員会への参加を辞退した場合でも、今後の指名等について不利益な取扱いを受けない。
- (3) 提出期限を過ぎての書類の差替え及び再提出は認められない。
- (4) 提出された書類の返却は行わない。

- (5) 提出書類は、受託者の選考以外の目的には使用せず、川根本町が責任をもって保管及び廃棄を行う。
- (6) 提案書等の作成及び提出並びに審査委員会参加等に係る経費は、事業者の負担とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じる一切の責任は、参加事業者が負うものとする。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、入札参加資格制限措置を行うことがある。
- (9) 提出された書類について、川根本町情報公開条例（平成17年川根本町条例第8号）の規定による開示請求があった場合は、次に掲げる非公開情報を除き、原則公開するものとする。この場合において、該当する書類を作成した者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとする。なお、審査委員会における受託者選定前において、その選定に影響が出るおそれがある情報については、選定後の開示とする。
  - ア 事業等のノウハウ
  - イ 公開することにより、法人その他の団体の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる事項
  - ウ その他公開することが適当でないと認められる事項
- (10) 参加事業者が1者のみの場合でも、提案の審査を実施するものとする。
- (11) この要領に定めのない事項及びこの要項に疑義が生じた場合は、関係者間で協議し定めるものとする。

## 10 問合せ先（書類提出先）

川根本町教育委員会社会教育課

〒428-0411 静岡県榛原郡川根本町千頭 1183-1

電 話 0547-58-7080

F A X 0547-59-4025

メール shakai-kyouiku@town.kawanehon.lg.jp